

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、同じ食品製造会社に勤務していた申立人らについて、原発事故後1年以上経過後に生じた勤務先会社の廃業と原発事故との因果関係は、当該会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていたことを考慮しても、肯定できるとして、平成24年3月又は4月末日の整理解雇により生じた平成25年9月（和解提案日の前月）までの就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 1 損害項目

- ① 申立人X1の就労不能損害
- ② 申立人X2の就労不能損害
- ③ 申立人X3の就労不能損害
- ④ 申立人X4の就労不能損害
- ⑤ 申立人X5の就労不能損害
- ⑥ 本件和解仲介に関する弁護士費用

#### 2 期間

- ① につき、平成24年3月31日から平成25年9月30日
- ② につき、平成24年3月31日から平成25年4月24日
- ③ につき、平成24年3月31日から平成25年9月30日
- ④ につき、平成24年3月31日から平成25年9月30日
- ⑤ につき、平成24年4月30日から平成25年9月30日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、13,364,061円の支払義務があることを認める。

（内訳）

① 申立人X1の就労不能損害	2,223,858円
② 申立人X2の就労不能損害	2,146,850円
③ 申立人X3の就労不能損害	2,028,516円
④ 申立人X4の就労不能損害	2,640,669円
⑤ 申立人X5の就労不能損害	3,987,720円
⑥ 本件和解仲介に関する弁護士費用	336,448円

### 第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、就労不能損害に係る本賠償金として合計1,812,665円を支払済みであることを相互に確

認する。

(内訳)

① 申立人X 1の就労不能損害	3 2 5, 8 7 8円
② 申立人X 2の就労不能損害	5 0 1, 8 6 1円
③ 申立人X 3の就労不能損害	2 2 5, 2 2 4円
④ 申立人X 4の就労不能損害	4 5 9, 4 5 2円
⑤ 申立人X 5の就労不能損害	3 0 0, 2 5 0円

#### 第4 支払方法

(省略)

#### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1の1項記載の損害項目(同項の2記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月4日

(仲介委員 笹原直和)